

第10回八幡市農業委員会議事録

令和3年5月7日（金） 午後2時00分

八幡市文化センター 3階 会議室3

八幡市農業委員会長 長村 信幸

前書は令和3年5月7日開催の第10回八幡市農業委員会総会の議事録に相違ないことを承認します。

署名委員（長村 信幸） _____

署名委員（奥村 芳治） _____

署名委員（西川 茂男） _____

案 件

議案第27号 農地法第3条許可申請審議の件
議案第28号 非農地証明願承認の件
議案第29号 2アール未満の農業用施設の届出について
議案第30号 農用地利用権設定について

報 告 農地法第5条届出書について
認定電気通信事業者に対する転用規制の除外措置に係る
農地上の土地利用との調整について

出席農業委員

奥村 芳治	西川 茂男	上野 信昭	西村 伸一
古里 治彦	猪飼 美和子	森田 正彦	西川 吉之
佐野 文昭	関東 豊則	長村 信幸	前田 孝文
辻 典彦			

欠 席

吉川 俊孝

出席農地利用最適化推進委員

符川 亮	吉川 栄樹	西村 忠雄	關西 保博
小里 隆信	堀口 雅智		

欠 席

高井 賢治 金谷 泰宏

事務局

小西 道宏 小坂 富美子 梶浦 靖人

議 長
(長村会長)

ただ今より、第10回八幡市農業委員会総会を開催いたします。
本日の、農業委員の出席は、13名出席ですので、本総会は、成立
しております。

本日の会期は午後2時から午後5時までとします。

議事録署名人の選任ですが、議席番号順となっておりますので、本日の
署名委員さんについては、議席番号1番 奥村 芳治 委員と議席番号2番
西川 茂男 委員にお願いします。

議 長	それでは、議事に入らせていただきます。 まずはじめに、「議案第27号 農地法第3条許可申請審議の件」を 議題といたします。 事務局に朗読説明を求めます。
事務局	(事務局 朗 読) 申請物件の所在 内里今福、地目は田、面積1,764㎡ 使用貸人 ○○ ○○氏 外1名、使用借人 ○○ ○○氏 申請物件の所在 内里三十、地目は田、面積1,476㎡ 使用貸人 ○○ ○○氏 使用借人 ○○ ○○氏 申請物件の所在 八幡小西、地目は田、面積522㎡ 外1筆 (合計 1,067㎡) 譲渡人 ○○ ○○氏、 譲受人 ○○ ○○氏 外1名 につきましては、農業経験や労働力、農機具の所有状況等から問題な いものと考えます。 また、今回の案件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないと思 われますので、許可要件は満たしているものと考えます。
議 長	ただ今の案件につきまして、農業振興部会のご意見をお伺いします。
農業振興 部会長	ただ今の案件につきまして、5月6日に部会を開催し、審議した結果、 部会として異議はありません。
議 長	農業振興部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。
委員一同	(委員一同 異議ナシ)
議 長	「異議ナシ」でございますので、「議案第27号 農地法第3条許可 申請審議の件」につきましては、許可することといたします。

議 長	次に「議案第 28 号 非農地証明願承認の件」を議題といたします。 事務局に朗読説明を求めます。
事務局	(事務局 朗 読) 願出物件の所在 男山吉井、地目は畑、面積 303 m ² 他 4 筆 (合計 1,541 m ²) 願出人 ○○ ○○氏外 1 名 願出物件の所在 下奈良上三床、地目は田、面積 26 m ² 願出人 ○○○○氏 (法説明) 本件につきましては、男山吉井の案件については、昭和 55 年度より宅地として使用されていたためであり、下奈良上三床の案件については、平成 3 年度より道路敷地として使用されていたためであります。 非農地証明願承認については、問題がないものと考えます。
議 長	ただ今の案件につきまして、農地転用部会のご意見をお伺いします。
農地転用 部会長	ただ今の案件につきまして、4 月 28 日に部会を開催し、審議した結果、部会として異議はありません。
議 長	農地転用部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。
委員一同	(委員一同 異議ナシ)
議 長	「異議ナシ」でございますので、「議案第 28 号 非農地証明願承認の件」について、承認することといたします。
議 長	次に「議案第 29 号 2 アール未満の農業用施設の届出について」を議題といたします。 それでは、事務局に朗読説明を求めます。
事務局	(事務局 朗 読) 届出物件の所在 下奈良隅田、地目は田、 面積 922 m ² の内 187.65 m ² 届出人 ○○ ○○氏 届出理由 農業用倉庫として使用するため (法説明) 本件は、農地法施行規則（農地の転用の制限の例外）第 29 条第 1 号に規定する 2 アール未満の農業用施設であります。 4 月 28 日開催の農地転用部会において、現地確認をしたところ、事前着工されておりました。部会終了後に事務局職員が届出人に対して事情聴取を行ったところ、「建築確認の受理通知があったため工事ができ

	<p>ると勘違いをし、着工してしまった。」とのことでしたので、工事の中止と始末書の提出を求めました。始末書は4月30日に提出があり、現在工事は中止されております。</p>
議 長	<p>ただ今の案件につきまして、農地転用部会のご意見をお伺いします。</p>
農地転用 部会長	<p>事務局からの報告にありましたように、工事の中止及び始末書が提出されたということですので、部会としては、異議はございません。</p>
議 長	<p>農地転用部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。</p>
委員一同	<p>(委員一同 異議ナシ)</p>
議 長	<p>「異議ナシ」でございますので、「議案第29号 2アール未満の農業用施設の届出」については、承認することといたします。</p>
議 長	<p>次に「議案第30号 農用地利用権設定について」を議題といたします。 事務局に朗読説明を求めます。</p>
事務局	<p>(事務局 朗 読)</p> <p>令和3年4月15日付けで八幡市長より農用地利用集積計画について諮問がありました。同計画につきましては、農業経営基盤強化促進法に規定する条件を満たしているものと考えます。</p>
議 長	<p>ただ今の案件につきまして、農業振興部会のご意見をお伺いします。</p>
農業振興 部会長	<p>ただ今の案件につきまして、農業振興部会といたしましては、異議はありません。</p>
議 長	<p>農業振興部会長の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。</p>
委員一同	<p>(委員一同 異議ナシ)</p>
議 長	<p>「異議ナシ」でございますので、「議案第30号 農用地利用権設定について」は、すべて妥当である旨、回答いたします。</p> <p>以上をもちまして、本日の議案はすべて終了いたしました。 なお、報告事項がございますので、事務局から報告願います。</p>

<p>事務局</p>	<p>(事務局 報 告)</p> <p>(農地法第5条届出書について)</p> <p>届出物件の所在 八幡山下、地目は田、面積119㎡</p> <p>譲渡人 ○○ ○○氏、</p> <p>譲受人 株式会社○○○○</p> <p>転用目的 宅地造成</p> <p>本件は、宅地造成の転用目的で令和3年3月22日に届出があり、3月25日付けで受理通知を行いました。</p> <p>(認定電気通信事業者に対する転用規制の除外措置に係る農業上の土地利用との調整について)</p> <p>届出物件の所在 上津屋浜垣内、地目は田、面積23㎡のうち4㎡</p> <p>申出者 ○○○○株式会社</p> <p>土地所有者 ○○ ○○氏</p> <p>施設の概要 携帯電話基地局設置</p> <p>本件につきましては、農地法第5条第1項第8号、農地法施行規則第53条第14号に規定する、認定電気通信事業に供する中継施設等の設置であり、農地転用規制の除外案件であります。</p> <p>また、平成16年4月7日付、総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課企画係長事務連絡に基づき、転用規制の除外措置に係る農業上の土地利用との調整が必要となるため、認定電気通信事業者である申出者から、今回、令和3年3月22日付で事前調整申出を出されたものであります。</p> <p>なを、府に協議申出の進達を行い、府からは令和3年3月31日付けで農地に係る事業計画については、了解した旨の通知がありました。</p>
<p>議 長</p>	<p>最後に何かございませんか。</p> <p>無いようでございますので、これをもちまして、第10回八幡市農業委員会総会を終了いたします。</p>